

○経済産業省告示第四百十五号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十四号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から施行する。

令和五年十二月一日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一・二 [略]</p> <p>三 貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に</p>	<p>一・二 [略]</p> <p>三 貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に</p>

<p>基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第二号又は第十二号ハ若しくはニのいずれかに該当するものの</p> <p>4 [略]</p> <p>5 輸出令別表第一の十二の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十一条第一号から第二号まで、第四号ロ若しくはハ、第八号又は第十号イからホまで、ト若しくはチのいずれかに該当するもの</p>	<p>基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 輸出令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第四条第十二号ハ又はニのいずれかに該当するもの</p> <p>4 [略]</p> <p>5 輸出令別表第一の十二の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十一条第一号から第三号まで、第四号ロ若しくはハ、第八号、第九号ホからリまで又は第十号イからホまで若しくはトのいずれかに該当するもの</p>
--	--

<p>6 輸出令別表第一の十三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二条第四号から第二十号までのいずれかに該当するもの（ガスタービンエンジン又はその部分品に限る。）</p> <p>7 「略」</p> <p>8 輸出令別表第一の十五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十四条第一号、第二号、第九号、第十号又は第十一号のいずれかに該当するもの</p> <p>9 「略」</p> <p>四 「略」</p>	<p>6 輸出令別表第一の十三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十二条第一号ロ、第四号から第十号まで、第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの</p> <p>7 「略」</p> <p>8 輸出令別表第一の十五の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第十四条第一号、第二号又は第十一号のいずれかに該当するもの</p> <p>9 「略」</p> <p>四 「略」</p>
---	---

備考 表中の「」は注記である。